

# アグリビジネス 経営塾



2004.5.20

税務講座 ③〇

## 標準勘定科目(16)……有形固定資産の表示

森税務会計事務所 所長  
全国農業経営コンサルタント協議会 専務理事・事務局長  
税理士・行政書士  
森 剛一

### 有形固定資産

有形固定資産とは、物としての実体をもつ固定資産です。一般には、建物、建物付属設備、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品、土地、建設仮勘定があります。農業の場合、これらに生物、繰延生物、育成仮勘定が加わります。生物は、税法上は有形固定資産と区別されていますが、会計上は、有形固定資産に含めます。

なお、建物の償却方法は定額法しか認められませんので、電気設備や給排水設備は、見積書などに基づいて建物付属設備として計上し、定率法により償却した方が有利です。

### 減価償却累計額

「有形固定資産に対する減価償却累計額は、原則として、その資産が属する科目ごとに取得原価から控除する形式で記載」(企業会計原則)します。

しかし、科目ごとに控除する形式では記載にスペースを要しますので、2つ以上の科目について減価償却累計額を一括して記載する方法も認められます。減価償却累計額を控除した残額のみを記載し、減価償却累計額を注記する方法(直接法)も間違いではありませんが、できるだけ取得価額と減価償却累計額を両建てで計上する方法(間接法)で表示してください。3期比較財務諸表による経営分析を行う際など、間接法の方が設備投資の状況を把握しやすいからです。

### 耐用年数

一般の減価償却資産の耐用年数は別表第1(機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表)、別表第2(機械及び装置の耐用年数表)に定めるところによりますが、農業、畜産業の用に供する減価償却資産で別表第7(農林業用減価償却資産の耐用年数表)に掲げられているものは、別表第7によります。

ただし、継続適用を要件として法人が別表第1または別表第2の耐用年数を適用することも認められます(耐通1-1-10)。たとえば、農具庫前のアスファルト敷の舗装は、別表第1に掲げる「舗装路面」として償却した方が、耐用年数が10年と短くなって有利です。

表・償却資産の勘定科目

勘定科目	解説	例示	耐用年数表別表	償却方法
建物	屋根・周壁を有する土地に定着した工作物	農具庫、ウィンドレス鶏舎	第1(一般)	定額法
建物付属設備	建物に固着した設備	電気設備、給排水設備	第1(一般)	定率法(法定償却方法)または
構築物	建物以外の土地に定着した工作物・土木設備	温室、畜舎(開放)発酵槽	第7(農林業用) 第5(汚水処理用)	
機械装置	運動機能を持つ機具	トラクタ	第7(農林業用)	定額法(選択可)
航空機	空中を飛行する機具	防除ヘリコプタ	第7(農林業用)	
車両運搬具	人・物の運搬を主目的とする機具	トラック、トレーラ	第7(農林業用)	定額法
器具備品	移設容易な機具	ビニールハウス	第7(農林業用)	
生物	減価償却資産である生物	搾乳牛、りんご樹	第4(生物)	月割均等
繰延生物	繰延資産である生物	ブルーベリー樹	- (繰延資産)	

### 生物・繰延生物

法人税では、減価償却資産の範囲は「次に掲げる生物」という形で限定列挙されており、その具体的な種類は耐用年数表別表第4のとおりです。しかしながら、ブルーベリー樹、切葉用のフェニックス・ロベレニー、バラの親株などは列挙中になく、耐用年数表にも載っていません。そこで、列挙されていない生物は、税法固有の繰延資産として収益発生期間に配分して損金に算入する方法が望ましく、その場合には貸借対照表の有形固定資産の区分に「繰延生物」として計上します。

### 育成仮勘定

有形固定資産を自己建設した場合に建設仮勘定を用いますが、永年性作物や大家畜など固定資産となる生物を自己育成した場合は「育成仮勘定」を用います。

ただし、農業では、農畜産物など棚卸資産の取得に要した費用と育成に要した費用に共通する費用が多いので、期中においては肥料費や飼料費などの勘定科目で経理しておき、期末に育成にかかる原価を按分して製造原価(生産原価)から育成仮勘定に振り替えます。建設仮勘定では、支出時に直接、建設仮勘定で処理しますが、この点が育成仮勘定と異なります。

### 研修費用の一部を助成します (先進経営体実践研修活動)

- 事業概要  
新たに農業に就くことに意欲のある者を研修対象者として受け入れ、OJTを行う農業法人に対し、OJT実施上の留意点等を説明・研修する「研修会」を開催するとともに、その教育研修にかかる費用の一部を助成します。
- 事業実施主体  
全国農業会議所口  
(全国新規就農相談センター)
- 事業参加の経営体への研修  
・大阪 5月21日(金)  
・東京 6月4日(金)  
(※大阪会場は締切)
- 助成対象の枠組み・助成額  
(1) 事業の枠組み  
1 経営体1名の「研修対象者」に対し、6か月間の助成を行う。  
(原則として60経営体を対象とする)
- (2) 助成額  
1 1カ月あたり月額9万円を助成。
- (3) 助成対象となる費目  
①教育研修講師謝金(経営主等の指導謝金)  
②外部講師等招聘謝金  
③指導旅費(「研修責任者」「研修対象者」等の旅費)  
④研修資料作成費(コピー代等を含む)  
⑤研修教材費(原稿料等を含む)  
⑥実施結果報告書作成謝金(「研修日誌」への記載等を含む)  
⑦研修対象者の傷害保険料  
⑧事業実施打合せ旅費口

詳しくは  
<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.html>  
に掲載中です。  
※詳細等のお問い合わせは下記まで  
全国農業会議所・新規就農相談センター  
(電話: 03-5251-3908 FAX: 03-3507-3081)

「アグリビジネス経営塾」199号  
2004年5月20日発行

発行:  
社団法人 日本農業法人協会  
東京都港区虎ノ門1-25-5  
虎ノ門34MTビル  
〒105-0001 H.A.G  
1991 AGRICULTURE GROUP

Tel: 03-5156-0365 Fax: 03-5156-0366  
E-mail: hojin@nca.or.jp  
HP: <http://www.hojin.or.jp/>